

事 務 連 絡

平成 22 年 6 月 9 日

各市町障害福祉担当課長 様

広島県健康福祉局社会福祉部障害者支援課長

(〒730-1185 広島市中区基町 10-52)

自立支援給付費支給事務に関する運用について

平成 22 年 3 月 25 日付け「平成 21 年度自立支援給付費支給事務等実地調査の結果について」により、自立支援給付費の代理受領に関する利用者の同意の確認方法として、契約内容報告書（様式第 26 号）により確認することとし、これに伴い当該様式を変更したところですが、次のとおり Q & A を作成しましたので、御了知の上、業務の参考にしてください。

(代理受領の同意確認)

Q 法定代理受領の本人同意の確認については、事業者から必ず変更された新様式の提出を求めなければならないのか。

A 市町や事業者への実地調査・実地指導を行った結果、県内の多数の事業所で法定代理受領の同意が確認できませんでした。このため、契約内容報告書作成時に法定代理受領の同意を取り、その様式で確認できれば、市町や事業者とも適切な事務処理ができるため新様式をお示ししたところです。

新様式で報告していただくことが基本となりますが、事業者からの新様式による報告が難しい場合には、旧様式の裏面に代理受領に関することを記入する方法や別紙（事業者が利用者から代理受領の同意を得た旨を記載した書類（任意様式））を提出する方法などによって、利用者の代理受領に係る同意確認をしても構わない。

障害者福祉グループ

担当 渡邊

TEL 082-513-3157